

内規（11）

## 中志津自治会駐車場利用規程

### 1、総則

この規程は、中志津自治会所有のA・B駐車場及びわかば駐車場の利用方法について定める。

### 2、利用目的及び利用の制限

この駐車場は、中志津自治会会則第1条第2号に定める会員の福利、厚生に資することを利用目的とし、会員所有の自動車を駐車させるためにのみ利用できるものとする。

### 3、利用方法

（1）利用者の公募は2年ごとに行うものとし、公募を行う年度の4月に抽選等により利用者を決定する。

（2）利用台数は、原則として1世帯1台とする。

ただし、駐車場に空きがある場合は、追加利用を認めることができるものとする。

（3）利用期間は、始期を5月1日、終期を2年後の4月30日とする2年間とする。

（4）駐車場に空きがある場合は、（1）の他、申込を随時受け付ける。

ただし、この場合の利用期間は、（3）に定める終期の4月30日までの残余期間とする。

（5）利用にあたっての細則は、自動車駐車契約書（様式6）に定めるものとする。

（6）利用者は、中志津自治会と自動車駐車契約書（様式6）を締結する。

付則 平成17年10月22日 制定・施行



(解約及び駐車料金の返還)

第9条 甲又は乙が本契約を解約しようとするときは、1か月前に相手方に通知しなければならない。

2 前項により解約したときは、前納金を1か月単位で返還する。

(契約の解除)

第10条 乙が本契約に違反したときは、甲は乙に対してその内容を通知、催告した後、契約を解除することができる。この場合、納入済の駐車料金は返還しない。

(特約条項)

第11条 乙は本駐車場を利用するにあたり、次の各号を守らねばならない。

(1) 乙は、本駐車場の指定場所に契約車両を駐車することとする。

なお、A・B駐車場は前進駐車とする。

(2) 乙は、不法な路上駐車を行ってはならない。

(3) 乙は、本駐車場内にゴミ等を投棄してはならない。

(4) 夜間、早朝に大声を出したり、長時間車両のエンジンをかけるなど、近隣に迷惑がかかる行為をしてはならない。

(5) 他の利用者の迷惑となる行為をしてはならない。

この契約を証するため、本書二通を作成し、記名捺印のうえ、甲乙各一通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 佐倉市中志津3丁目17番2号

中志津自治会

会長

電話 043-487-4894

(乙) 佐倉市中志津 丁目 番 号

氏名

印

電話 043- -